

医療費控除とは

参考資料 スルガ銀行

医療費控除とは？

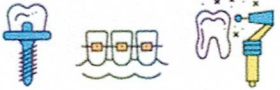
自分や家族の病気・怪我などにより医療費を支払った場合は、確定申告を行うことで一定の金額の所得控除を受けることができます。これを医療費控除といいます。1年間で支払った医療費の総額が、ご家族で年間合計 10 万円を超える場合（または確定申告される方の合計所得金額の 5%を超える場合）、医療費控除を受けることができます。

医療費控除の対象上限金額は 1 年間 200 万円までです。

医療費控除の対象は？

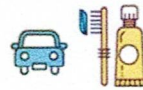
○ 控除の対象になるもの

- 虫歯治療などの保険診療
- インプラント治療
- セラミック治療
- 矯正治療
- 交通費



✕ 控除の対象にならないもの

- 美容を目的とした矯正治療
- 歯ブラシや歯磨き粉などの物品購入費
- 自家用車で通院したときのガソリン代や駐車場代



医療費控除のポイント！

医療費に関する領収書は大切に保管しておきましょう！

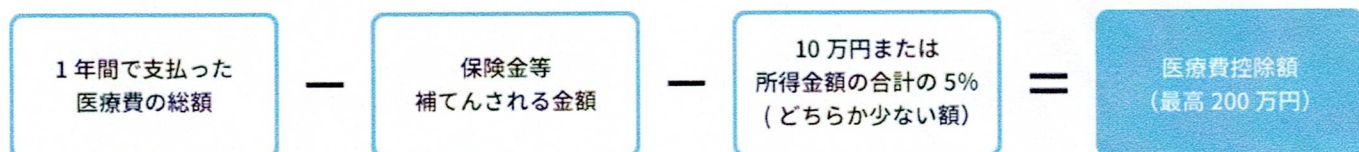
交通費の記録も忘れずに！！

家族の中で一番所得金額の多い人が医療費を支払い、医療費控除の申告をするとお得です。

治療は同じ年に家族でかかるのがお得です。

確定申告をしていない場合、還付申告をすることで医療費控除は最長 5 年前までさかのぼって受けることができます。

まずは、医療費控除額を計算！



保険金などで補てんされる金額とは、生命保険契約などの医療保険金、入院費給付金や社会保険などから支給を受ける療養費、出産育児一時金、医療費の補てんを目的として支払を受ける損害賠償金などです。

インプラント、矯正治療など10万円を超えるものが控除を受けられることになりました。(W)	同一世帯での合計というのがわかりました。(K)	手続きが面倒だが、控除を受けられる方は是非。(C)	歯科でも控除を受けられるものがあるかもしれないので確認が必要ですね。(H・N)	毎年医療費控除に該当する控除の対象になるものを改めて確認してみます。(Y)
対象にならないの区別はさほどないとは分らないです。覚悟が要ります。(Y)	今後、医療費が増えた時に参考にしたいです。A・Y.	1年間は、一度領収書保管したい。(B)	家族分の領収書を1年間、保管しています。(R)	保存して参考にします。(A)